



犯罪
ストップ!



ロック!



佐賀県犯罪の起きにくい 安全で安心なまちづくり条例

(県・警察の共管条例)

平成26年4月1日施行

県民総ぐるみで 安全安心まちづくり!

県民一人ひとりが防犯意識を高めよう!
 県民、事業者、行政等が連携して防犯活動に取り組もう!
 県民が安全で安心して暮らせることができる地域社会をめざそう!

お問い合わせ先 佐賀県 暮らしの安全安心課

☎ 0952-25-7060
 ✉ kurashianzen@pref.saga.lg.jp

佐賀県警察本部 生活安全企画課

☎ 0952-24-1111 (代表)
 ✉ keisatsubouhan@pref.saga.lg.jp

条例の主な内容



犯罪防止のための自主的な活動の促進

- ・防犯ボランティア活動の活性化のための支援
- ・防犯活動を支援する支援センターの指定
県では「(公財)佐賀県防犯協会」を指定
- ・安全安心なまちづくりへの広報・啓発
- ・高齢者、子供、女性等の安全確保



学校等における児童等の安全確保等

- ・学校、通学路等の安全確保
- ・児童等の規範意識の向上と安全に関する教育の充実



犯罪の防止に配慮した環境等の整備

- ・犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備
- ・防犯カメラの適正な運用
- ・自転車盗難防止のための施錠等の促進
警察では駅周辺の駐輪場を「施錠重点駐輪場」に指定



事業活動における防犯への配慮等

- ・犯罪の防止に配慮した事業施設の整備
- ・事業所ごとの防犯責任者の設置促進
従業員への防犯指導、防犯設備の管理等



安全・安心に関する通報その他の措置

- ・警察、関係機関等に対する通報や情報提供等

条例に基づく「地域安全に関する指針」を規定 具体的方策や配慮すべき事項等を定めています

- ・学校等における児童等の安全確保
- ・犯罪の防止に配慮した公共空間等の構造、設備等
- ・通学路等における児童等の安全確保
- ・防犯カメラの適正な設置及び利用



犯罪被害者等に対する支援

- ・犯罪被害者等の援助を行う民間団体への活動支援
 - ・犯罪被害者等の支援ネットワークの充実等
- ★県では犯罪被害者等支援に特化した「佐賀県犯罪被害者等支援条例(H29年4月施行)」を制定!!

県民一人ひとりが防犯意識を高めよう!

- 毎年10月11日~20日(「全国地域安全運動期間」と同一期間)
「安全安心なまちづくり旬間」
※毎月26日は「安全安心の日」

「防犯あんしん条例」
で規定

- 「地域安全暴力追放県民大会」を開催

例年、功労団体(者)の表彰や講演等を含む
広報啓発イベントを行っています。
(県防犯協会・県暴力追放運動推進センター・警察の共催)

「あんあんメール」

佐賀県防災・安全・安心情報配信システム
「防災ネットあんあん」

【会員募集中!!】

県・警察からメールで地域の防災
や防犯情報等を配信しています。
二次元バーコードを読み取って登録サイトへ

